

# 公共用地境界確定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 寝屋川市長

申請者 (土地所有者)

住所

氏名

(押印不要)

電話

下記の申請地と公共用地との境界が不明ですから確定  
(明示) をお願いします。

## (同意事項)

下記内容を確認の上、全てにチェックを入れてください。

- 過去に境界が確定されており、かつ現地での復元が可能な場合は、原則再申請はお受けできません。
- 過去に境界確定がされている場合、本申請により新たに境界確定が有効に成立した場合は、当該区間の過去の境界確定の効力はなくなります。
- 本申請は、申請日から1年以内に協議が調わない場合は協議を終了させていただきます。継続を希望する場合は延長申請を行ってください。なお、寝屋川市が協議継続は困難と判断した場合は延長申請をお受けできない場合があります。
- 境界確定に至らず協議が終了した場合は、協議終了後3か月以内に申請書の受け取りをお願いします。協議終了後3か月以内に申請書の受け取りがない場合は申請書類を廃棄することがあります。

## 記

対象となる公共用地	<input type="checkbox"/> 道路敷 <input type="checkbox"/> 里道敷 <input type="checkbox"/> 水路敷 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※複数ある場合は、所管課ごとに申請をしてください。
申請地	
(代行者記入欄)	
代行者 住所	
氏名	(担当者 )
電話	
メールアドレス	

## 添付書類

### 1. 新規申請

- (1) 委任状・・・・・・・・・・①申請地所有者に代わり申請を行う場合  
②申請者に代わり事務を代行する場合
- (2) 資格証明書又は・・・・・・・・申請者が法人の場合  
商業登記簿謄本
- (3) 登記事項証明書・・・・・・・・申請地の謄本  
(全部事項証明書)
- (4) 土地調書又は・・・・・・・・申請地、隣接地及び対側地。調査場所、調査年月日、調査者  
登記事項要約書 の氏名及び作成年月日等を記入。全部事項証明書でも可。
- (5) 法務局備付け地籍図・・ 字界の場合は公図合成図が必要  
(公図) の写し
- (6) 位置図・・・・・・・・・・ 申請地付近の地図。
- (7) 現況実測図・・・・・・・・ ①平面図は縮尺 1/250 以上 ②横断面図は縮尺 1/100 以上  
※可能な範囲で申請地や付近の地積測量図、既明示等を復元したものを記載してください。
- (8) その他, 担当部長が・・ ①住民票 (戸籍付票) の写し ⑥地籍図の合成参考図  
必要と認める書類 ②戸籍謄本 (抄本) の写し ⑦地積測量図の写し  
③遺産分割協議書の写し ⑧土地所在図の写し  
④相続関係説明図 ⑨本人確認書類の写し  
⑤土地沿革調書 ⑩その他 等

【注 1】 添付書類は (証明書等) は、発行から原則 3 ヶ月以内のものを添付してください。また、添付書類のうち、登記情報提供サービスで出力したのものについては、**必ず照会番号付き (申請時、発行後 2 ヶ月以内)** のものを提出してください。

【注 2】 申請時に印鑑登録証明書又は印鑑証明書を提出する必要はありません。境界確定図提出時に、印鑑登録証明書 (申請者が個人の場合) 又は印鑑証明書 (申請者が法人の場合) の提出が必要です。(発行から 3 か月以内のもの)

【注 3】 委任状には申請地土地所有者の氏名を自署してください (押印不要)。自署が困難な場合、記名押印されたものも申請を受付けいたします。

【注 4】 上記添付書類に不足がある場合は、境界確定できない場合があります。

【注 5】 印鑑登録証明書、印鑑証明書以外の個人のプライバシーに関する書類については、原則として原本を還付します。  
(例)住民票 (戸籍付票) の写し、戸籍謄本 (抄本) の写し

【注 6】 境界確定協議の延長を希望する場合の留意事項は以下のとおりです。

- 現地立会が未実施の場合は、延長申請ではなく、再申請をしてください。
- 最新の申請地土地登記簿謄本および土地調書を提出してください。
- 申請書類において申請時と内容が変更されている書類は、最新のものを提出してください。
- 寝屋川市が協議の継続が困難であると認める場合は延長できない場合があります。